

## 延岡市介護職員初任者研修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所における新たな人材の確保及び職員の定着並びに介護職員のキャリアアップを促進し、もって質の高いサービス提供を図るため、研修を修了し、介護サービス事業所に就業する者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (2) 介護サービス事業所 次のアからキまでに掲げる事業を営む市内に存する事業所をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
  - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
  - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
  - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業
  - キ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業
- (3) 介護サービス事業者 介護サービス事業所を経営する者をいう。
- (4) 介護職員 介護サービス事業者に直接雇用され、介護サービス事業所において介護業務に従事している者をいう。
- (5) 受講料等 研修の実施機関が定める受講料、テキスト代及び実習代をいう。ただし、補講に係る費用及び手数料を除く。
- (6) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。

- (7) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）が属する年度の前年度の4月1日以後に研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っている者
- (2) 介護サービス事業所に申請日時時点で3か月以上継続して介護職員として在職している者
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険の保険料（以下「市町村民税等」という。）を滞納していない者
- (4) 国若しくは本市以外の地方公共団体又は雇用されている介護サービス事業者から受講料等に係る補助金（いかなる名称であるかを問わず、受講料等に対して交付される金銭をいう。）を受けていない者
- (5) 高等学校等及び大学等の授業等において研修を受講していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、修了した研修の実施機関に支払った受講料等とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、5万円を上限とする。

- 2 補助金の額の総額は、各年度の予算の額を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
  - (2) 研修の修了証明書の写し
  - (3) 研修の実施機関が発行した受講料等の領収書の写し
  - (4) 雇用証明書（様式。申請日の前1か月以内に発行されたものに限る。）
  - (5) 市町村民税等を滞納していないことを証する書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金等交付申請書は、研修を修了した日の属する年度の翌年度末日（その日が延岡市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の

休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日）までに提出しなければならない。

（手続の特例）

第7条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。  
（令和4年度における補助対象者の特例）
- 2 令和4年度においては、第3条第1号中「年度の前年度」とあるのは「年度」と読み替えるものとする。

（要綱の失効）

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。